

オンライン署名活用度

7

上手く活用
できていま
す

もう少し詳しく説明してみましょう。

なぜあなたが声をあげているのか、あなた自身の思いや経験と共に書いてみましょう。関連するデータや統計などを追記するのも効果的です。

[本文を編集](#)

賛同が伸びやすい画像を選ぶ

画像をいくつかアップロードしてください。Change.orgが、賛同を集めるのに最も効果がありそうなものを選びます。

[画像プログラムのテストを開始](#)

国保料が高すぎる！国の責任で払える保険料にしてください！

開始日

2024年6月19日

署名の宛先

内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣、国会議員、全国知事会、全国市長会、全国町村会

70,213

賛同

75,000

次の目標

 今週は3,632人が賛同しました[このオンライン署名をシェア](#)

この署名で変えたいこと

署名の発信者 [中央社会保障推進協議会（中央社保協）](#)

国民健康保険料（国保料）が今年も多くの自治体で引き上がります。今でも国保料は払いきれないほど高く、やむなく滞納してしまい、預貯金を差し押さえられる、保険証を取り上げられるなど、安心して医療が受けられない状況が広がっています。

これまで国保加入者は高齢者が多いと言われて来ました。しかし、加入者の世帯主の職業を見ると雇用されている人が約3割を占めます。特に20代では65%以上が雇用されている人です。国保の問題は全世代に関わる問題です。

国保料は、協会けんぽ（会社員が加入する医療保険）の保険料と比べて高く、およそ1.5倍～2倍です。

☆なぜこんなに国保料は高いのでしょうか？

それは...国庫負担率が引き下げられているからです。

☆国保財政が厳しいから国保料を私たちが負担するしかないのでは...？

そんなことはありません！そもそも「国保は社会保障の一環」と国保法で定められており、国民皆保険制度の土台として整備されてきたものです。国の責任で国保加入者が安心して医療を受けられることは保障されています。また、自治体によっては大きな赤字を出し、基金や剰余金などをため込んでいます。

私たちは下記2点を要望します。

○払える国保料にすること

○国保への国庫負担を増やすこと

宛先：内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣、国会議員、

全国知事会、全国市長会、全国町村会



このオンライン署名のQRコードです。スマートフォンなどの画面上で表示させるほか、ダウンロードしてチラシやポスターなどの印刷物に使うこともできます。

[QRコードをダウンロードする](#)

📄 ポリシー違反報告

意思決定者（宛先）



内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣、国会議員、全国知事会、全国市長会、全国町村会



👁️ 今週は3,632人が賛同しました

[このオンライン署名をシェア](#)

変化をサポート — Change.org マンスリーサポーターになる

Change.orgでは、日々、誰かが「おかしい」と思ったことに声をあげています。どんな相手に対しても、無料でアクションを起こすことができます。それは、政府からの助成金や企業からの出資に頼らず、100%市民のみなさんからの支援によって運営されているからこそ、可能なことです。

あなたも会員プログラムに加入して、「変えたい」気持ちを応援しませんか？

¥500

¥1,500

¥3,000

¥5,000

その他

[月額会員プログラムの申し込みを始める](#)

クレジットカードまたはPayPalで毎月のお支払いができます

[Change.org](#) > [医療・健康福祉](#) > [国保料が高すぎる！国の責任で払える保険料にしてください！](#)

[Change.orgについて](#)

[コミュニティ](#)

高すぎる国保料の引き下げを

署名にご協力ください



WEB でも署名を募っています。下のQRコードから署名できます



国民健康保険料（国保料）が今年も多くの自治体で引き上がりました。今でも国保料は払いきれないほど高く、やむなく滞納してしまい、預貯金を差し押さえられる、保険証を取り上げられるなど、安心して医療が受けられない状況が広がっています。これまで国保加入者は高齢者が多いと言われてきましたが、加入者の世帯主の職業を見ると雇用されている人が約3割を占めます。特に20代では65%以上が雇用されている人です。国保の問題は全世代に関わる問題です。国保料は協会けんぽ（会社員が加入する医療保険）の保険料と比べて高く、およそ1.5倍～2倍です。

私たちは下記の2点を要望します

1. 払える国保料にすること
2. 国保への国庫負担を増やすこと

○提出先：内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣、国会議員、全国知事会、全国市長会、全国町村会

お名前	お住まい(市町村名)	お名前	お住まい(市町村名)

この署名は請願署名ではありません。WEB署名と同様に、提出先にお名前とお住まいを列記して提出します。FAXでも受け付けていますのでよろしくお願いします。

FAX 03-5808-5345

郵送先 〒110-0013 東京都台東区入谷 1-9-5 日本医療労働会館5階 中央社会保障推進協議会

国保繰越金・基金・「繰越金+基金」合計額・1人当金額（2022年度決算）

（全国国民健康保険事業年報より）

都道府県名	被保険者数	繰越金		基金保有額		「繰越金+基金」合計	
		金額	1人当	基金残高	1人当	金額	1人当
全国合計	24,134,252	239,656,897,596	9,930	649,168,777,833	26,898	888,825,675,429	36,828
1 北海道	1,010,018	4,487,327,286	4,443	32,436,604,501	32,115	36,923,931,787	36,558
2 青森県	271,080	3,199,682,530	11,803	18,400,421,289	67,878	21,600,103,819	79,682
3 岩手県	237,622	1,770,542,155	7,451	10,280,177,683	43,263	12,050,719,838	50,714
4 宮城県	427,655	2,661,440,128	6,223	21,739,807,520	50,835	24,401,247,648	57,058
5 秋田県	187,499	2,463,694,408	13,140	11,632,690,840	62,041	14,096,385,248	75,181
6 山形県	200,259	4,444,827,076	755,325	14,274,407,228	71,280	18,719,234,304	93,475
7 福島県	370,280	6,177,229,637	16,683	15,862,335,784	42,839	22,039,565,421	59,521
8 茨城県	605,540	7,166,063,711	11,834	30,111,522,611	49,727	37,277,586,322	61,561
9 栃木県	401,016	4,917,317,700	12,262	21,816,619,573	54,403	26,733,937,273	66,666
10 群馬県	399,134	3,285,930,738	8,233	19,592,366,653	49,087	22,878,297,391	57,320
11 埼玉県	1,404,924	10,458,800,656	7,444	14,848,337,850	10,569	25,307,138,506	18,013
12 千葉県	1,204,220	8,113,637,765	6,738	27,328,273,837	22,694	35,441,911,602	29,431
13 東京都	2,607,624	21,027,835,299	8,064	2,713,375,632	1,041	23,741,210,931	9,105
14 神奈川県	1,623,722	20,626,005,502	12,703	20,834,669,831	12,831	41,460,675,333	25,534
15 新潟県	410,281	2,999,091,667	7,310	14,187,230,021	34,579	17,186,321,688	41,889
16 富山県	169,104	878,045,391	5,192	9,402,784,319	55,604	10,280,829,710	60,796
17 石川県	195,921	534,129,340	2,726	10,849,454,256	55,377	11,383,583,596	58,103
18 福井県	128,701	1,976,466,356	15,357	4,694,166,992	36,473	6,670,633,348	51,830
19 山梨県	173,436	2,292,879,890	13,220	12,212,069,911	70,413	14,504,949,801	83,633
20 長野県	401,237	4,031,468,326	10,048	16,427,320,463	40,942	20,458,788,789	50,989
21 岐阜県	380,586	9,854,989,594	25,894	17,633,801,251	46,333	27,488,790,845	72,228
22 静岡県	705,218	8,182,484,756	11,603	24,193,412,978	34,306	32,375,897,734	45,909
23 愛知県	1,310,797	12,421,571,661	9,476	17,040,369,139	13,000	29,461,940,800	22,476
24 三重県	323,694	4,198,985,911	12,972	12,243,632,922	37,825	16,442,618,833	50,797
25 滋賀県	252,340	1,417,047,664	5,616	6,941,025,260	27,507	8,358,072,924	33,122
26 京都府	486,680	4,153,887,030	8,535	12,685,794,302	26,066	16,839,681,332	34,601
27 大阪府	1,712,830	15,716,199,166	9,176	34,326,601,466	20,041	50,042,800,632	29,216
28 兵庫県	1,025,127	6,583,174,656	6,422	30,668,303,108	29,917	37,251,477,764	36,338
29 奈良県	270,458	2,472,689,333	9,143	10,504,149,582	38,838	12,976,838,915	47,981
30 和歌山県	217,303	4,313,139,166	19,849	5,780,618,380	26,602	10,093,757,546	46,450
31 鳥取県	105,177	1,120,821,109	10,657	4,792,540,162	45,566	5,913,361,271	56,223
32 島根県	114,880	1,226,948,584	10,680	5,128,508,116	44,642	6,355,456,700	55,323
33 岡山県	337,374	3,190,098,029	9,456	16,097,995,473	47,716	19,288,093,502	57,171
34 広島県	482,507	3,133,045,113	6,493	12,530,140,165	25,969	15,663,185,278	32,462
35 山口県	252,456	3,319,812,242	13,150	17,864,965,049	70,765	21,184,777,291	83,915
36 徳島県	139,505	2,680,956,141	19,218	5,668,503,840	40,633	8,349,459,981	59,851
37 香川県	176,393	2,477,459,421	14,045	3,388,640,019	19,211	5,866,099,440	33,256
38 愛媛県	273,738	5,838,850,254	21,330	3,574,309,248	13,057	9,413,159,502	34,387
39 高知県	149,519	728,578,875	4,873	2,875,232,573	19,230	3,603,811,448	24,103
40 福岡県	998,288	9,616,149,991	9,633	17,036,201,887	17,065	26,652,351,878	26,698
41 佐賀県	158,323	1,858,646,261	11,740	4,716,080,684	29,788	6,574,726,945	41,527
42 長崎県	289,551	1,872,510,577	6,467	8,364,607,250	28,888	10,237,117,827	35,355
43 熊本県	369,273	7,503,279,404	20,319	10,214,970,532	27,662	17,718,249,936	47,981
44 大分県	219,262	6,324,811,102	28,846	8,987,633,150	40,990	15,312,444,252	69,836
45 宮崎県	233,061	2,842,766,935	12,198	14,040,751,751	60,245	16,883,518,686	72,442
46 鹿児島県	343,263	551,846,290	1,608	6,475,920,750	18,866	7,027,767,040	20,473
47 沖縄県	377,376	2,543,732,770	6,741	5,749,432,002	15,235	8,293,164,772	21,976

※上記表の繰越金・基金保有額は、各市町村が保有する金額の都道府県別合計金額および1人当たり平均額です。
各市町村別の実態を把握し、保険料（税）引き下げ、減免制度の拡充の財源として活用させましょう。

2021・2022年度 都道府県別国保会計決算(法定外繰入)

(全国国民健康保険事業年報より)

都道府県名	2022年度 被保険者数	2021年度法定外繰入		2022年度法定外繰入	
		金額	1人当	金額	1人当
全国合計	24,134,252	128,023,393,436	5,038	143,859,632,027	5,961
1 北海道	1,010,018	2,581,168,329	2,458	3,006,914,802	2,977
2 青森県	271,080	204,214,735	716	171,429,549	632
3 岩手県	237,622	85,120,155	342	86,082,463	362
4 宮城県	427,655	405,534,757	911	595,292,931	1,392
5 秋田県	187,499	57,097,765	289	49,221,499	263
6 山形県	200,259	252,815,043	994	243,091,355	1,214
7 福島県	370,280	1,214,778,449	3,121	1,399,164,495	3,779
8 茨城県	605,540	1,779,927,818	2,794	1,016,775,768	1,679
9 栃木県	401,016	905,699,796	2,139	785,226,459	1,958
10 群馬県	399,134	534,338,629	1,265	512,930,952	1,285
11 埼玉県	1,404,924	9,575,438,302	6,428	8,801,901,658	6,265
12 千葉県	1,204,220	6,208,525,722	4,880	8,955,480,893	7,437
13 東京都	2,607,624	41,386,199,589	15,263	53,216,850,925	20,408
14 神奈川県	1,623,722	16,220,772,685	9,463	17,754,140,647	10,934
15 新潟県	410,281	412,830,377	954	448,240,731	1,093
16 富山県	169,104	168,205,845	930	167,064,541	988
17 石川県	195,921	461,477,536	2,219	502,910,862	2,567
18 福井県	128,701	325,796,165	2,394	265,674,817	2,064
19 山梨県	173,436	242,048,340	1,330	239,358,875	1,380
20 長野県	401,237	445,455,881	1,058	434,086,021	1,082
21 岐阜県	380,586	937,317,092	2,322	862,037,728	2,265
22 静岡県	705,218	1,205,758,671	1,613	1,112,164,373	1,577
23 愛知県	1,310,797	11,606,858,776	8,385	11,509,435,899	8,780
24 三重県	323,694	360,300,223	1,051	183,493,271	567
25 滋賀県	252,340	680,076,492	2,578	728,267,202	2,886
26 京都府	486,680	1,314,957,249	2,584	3,600,669,547	7,398
27 大阪府	1,712,830	3,547,143,705	1,962	3,408,251,412	1,990
28 兵庫県	1,025,127	3,793,320,303	3,523	3,722,501,882	3,631
29 奈良県	270,458	44,079,710	154	44,681,626	165
30 和歌山県	217,303	422,393,130	1,837	415,701,263	1,913
31 鳥取県	105,177	100,544,870	909	80,213,536	763
32 島根県	114,880	255,685,347	2,101	267,761,216	2,331
33 岡山県	337,374	624,101,827	1,752	581,859,421	1,725
34 広島県	482,507	350,582,786	689	542,828,358	1,125
35 山口県	252,456	736,556,405	2,761	720,960,348	2,856
36 徳島県	139,505	93,974,497	637	86,346,187	619
37 香川県	176,393	674,751,816	3,615	559,485,473	3,172
38 愛媛県	273,738	730,756,335	2,527	970,961,568	3,547
39 高知県	149,519	655,419,238	4,159	558,459,077	3,735
40 福岡県	998,288	7,690,965,125	7,435	6,726,168,244	6,738
41 佐賀県	158,323	260,382,700	1,581	195,085,408	1,232
42 長崎県	289,551	571,335,817	1,885	549,542,784	1,898
43 熊本県	369,273	816,067,153	2,111	705,563,113	1,911
44 大分県	219,262	247,663,636	1,081	185,931,592	848
45 宮崎県	233,061	200,792,298	817	247,161,813	1,061
46 鹿児島県	343,263	3,157,808,220	8,825	2,753,669,095	8,022
47 沖縄県	377,376	3,476,354,097	8,947	3,888,590,348	10,304

※上記表の法定外繰入額は、各市町村が一般会計から繰り入れた金額の都道府県別合計金額および1人当たり平均金額です。
各市町村に格差があるので、市町村別の実態を把握し、法定外繰入の拡大を求めましょう。

※奈良県の2022年度の1人当りの金額を訂正

令和6年9月20日
保国発0920第1号

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長

国民健康保険の保険料（税）を滞納している世帯主等に対する措置の取扱いについて

国民健康保険の保険料（税）（以下「保険料（税）」という。）を滞納している世帯主又は組合員（以下「世帯主等」という。）に対する措置については、「国民健康保険の保険料（税）を滞納している世帯主等に対する措置の取扱いについて」（平成12年3月28日付け保険発第41号）等において、その取扱いをお示ししてきたところであるが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）による国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）の改正により、被保険者証の返還を求めた上で、被保険者資格証明書を交付する仕組みが廃止されることとなる。

これに伴い、特別療養費の支給を含め、保険料（税）を滞納している世帯主等に対する措置の取扱いについて、下記のとおり留意点をまとめたので、その内容を御了知いただくとともに、貴管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び国民健康保険組合（以下「市町村等」という。）への周知について、特段の配慮をお願いします。

記

第1 特別療養費の支給に係る留意点

1 基本的考え方

保険料（税）を滞納している世帯主等（以下「保険料滞納世帯主等」という。）に対する特別療養費の支給については、事業の休廃止や病気など、保険料（税）を納付することができない特別の事情がないにもかかわらず、長期にわたり保険料を滞納している世帯主等について、納付相談の機会を確保するために行うものであり、機械的な運用を行うことなく、特別の事情の有無の把握を適切に行った上で行うこと。

一方、国民健康保険においては収納率の向上はその保険運営上極めて重要であり、悪質な滞納者については、従前どおり、滞納処分も含めた収納対策の厳正な実施に努

めること。

2 特別療養費の支給に係る留意点

特別療養費の支給については、1のとおり、機械的な運用を行うことなく、特別の事情の有無の把握を適切に行った上で行うことが必要であるが、その際は以下の事項に留意して取り扱うこと。

(1) 特別療養費の支給及びその事前通知

市町村等が、保険料滞納世帯主等に対して、保険料（税）の納期限から1年が経過するまでの間に、保険料（税）の納付に資する取組を行ったにもかかわらず、当該世帯主等が保険料（税）を納付しない場合においては、当該保険料（税）の滞納につき災害その他の特別の事情があると認められる場合を除き、療養の給付等に代えて、特別療養費を支給することとしている。

この場合において、市町村等は、当該世帯主等に対して、その世帯に属する被保険者が保険医療機関から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、特別療養費を支給する旨をあらかじめ通知（以下「事前通知」という。）しなければならない。これらに係る留意点は以下のとおりである。

なお、特別療養費の支給に関しては、市町村の実情に応じ、別添の取扱いも参考に、より公正な判断が行われるよう努めること。

① 対象者

上記のとおり、市町村等が、保険料滞納世帯主等に対して、保険料（税）の納期限から1年が経過するまでの間に、保険料（税）の納付に資する取組を行ったにもかかわらず、当該世帯主等が保険料（税）を納付しない場合であって、当該保険料（税）の滞納につき災害その他の特別の事情があると認められない場合に、対象となること。

ただし、当該世帯主等に対して特別療養費を支給することとした場合であっても、原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者及び18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者は特別療養費の支給対象とならないことから、これらの者については、引き続き療養の給付を行うものであること。

なお、災害その他の特別の事情とは、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第28条の6に規定する次に掲げる事由により保険料（税）を納付することができないと認められる事情であること（以下同じ。）。

ア 世帯主等がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと

イ 世帯主等又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。

ウ 世帯主等がその事業を廃止し、又は休止したこと。

エ 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。

オ これらに類する事由があったこと。

期間を教示する必要があること。

ア 法第 54 条の 3 第 1 項又は第 2 項本文の規定により特別療養費を支給する旨及びその開始の予定年月日

イ 特別療養費の支給申請先

(2) 養育環境等の問題が窺われる世帯に対する対応

こどものいる滞納世帯については、(1)のとおり実態把握に努めることとするが、その際、市町村のこども家庭センターや児童福祉担当部局の助言を得つつ、家庭内が著しく乱れている、保護者やこどもの言動・表情・体格等に不自然な点が窺える等の実態がみられるなど養育環境や健康状態の問題が窺われる世帯を把握した場合には、市町村のこども家庭センターや児童福祉担当部局、児童相談所などと密接な連携を図ること。

第 2 保険給付の支払の差止に際しての留意点

保険料（税）の納期限から 1 年 6 月が経過するまでの間に当該保険料（税）を納付しない場合、災害その他の特別の事情があると認められる場合を除き、保険給付の支払の差止を行うことができるが、その取扱いについては、第 1 に準じた取扱いを行うよう留意すること。

第 3 一時差止に係る保険給付の額からの滞納している保険料（税）額の控除の取扱いについて

特別療養費の支給対象となっている世帯主等であって、保険給付の全部又は一部の支払の一時差止がなされているものが、なお滞納している保険料（税）を納付しない場合においては、あらかじめ、世帯主等に通知して、一時差止に係る保険給付の額から滞納している保険料（税）額を控除することができること。

災害その他の特別の事情の有無の確認については、第 1 に準じた取扱いを行うよう留意すること。

第 4 既発の通知について

下記の既発通知については、令和 6 年 12 月 2 日をもって廃止する。

- (1) 「国民健康保険の保険料（税）を滞納している世帯主等に対する措置の取扱いについて」（平成 12 年 3 月 28 日付け保険発第 41 号）
- (2) 「被保険者資格証明書の交付に際しての留意点について（課長通達）」（平成 20 年 10 月 30 日付け保国発第 1030001 号・雇児総発第 1030001 号）
- (3) 「短期被保険者証の交付に際しての留意点について（課長通達）」（平成 21 年 12 月 16

目付付保国発 1216 第 1 号)

② 保険料（税）の納付に資する取組の実施

市町村等が保険料滞納世帯主等に対して行う保険料（税）の納付に資する取組は、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「規則」という。）第27条の4の4第1項に規定するとおりであるが、その具体的な取組及び留意点は次のとおりである。

ア 保険料滞納世帯主等に保険料（税）の納付勧奨のための通知を送付すること。

保険料滞納世帯主等に対しては、下記の事項を記載した保険料（税）の納付勧奨のための通知（以下「納付勧奨通知」という。）を送付すること。その際、納付勧奨通知の送付は、保険料滞納世帯主等との定期的な接触を確保する観点から、概ね3か月に1回の頻度で行い、事前通知を行う日の前3月間においては、概ね毎月送付するといった対応が考えられること。

（※）納付勧奨通知への記載事項

- ・ 滞納額及び当該滞納額に係る納期限
- ・ 当該保険料の滞納につき災害その他の特別の事情がある場合には、当該保険料を納付することができない理由を当該保険料滞納世帯主等が住所を有する市町村等へ届け出なければならない旨及びその期限
- ・ 当該保険料の滞納につき災害その他の特別の事情がないにもかかわらず当該保険料を引き続き滞納する場合においては、法第54条の3第1項又は第2項本文の規定により特別療養費を支給する旨がある旨
- ・ 当該保険料の納付に係る相談の機会を設ける旨及び相談の内容

イ 電話、訪問等により滞納している保険料（税）の納付を催促すること。

滞納している保険料（税）を納付せず、納付相談にも応じない場合には、納付勧奨通知の送付にとどまらず、電話、訪問等の手段により接触を図ることが重要であること。

保険料滞納世帯主等と接触した際は、その実態把握に努めるとともに、納付勧奨通知への記載事項に準じた内容を説明すること。また、納付相談の奨励に加え、保険料（税）の減免や徴収猶予の制度及び生活保護や多重債務問題等の庁内相談窓口の周知も併せて行い、滞納者が相談を行いやすい環境を整えることや、相談機会の確保に努めること。さらに、他部門に相談のあった滞納者の事例について、情報共有ができるよう、庁内の連絡体制の整備に努めること。

なお、保険料滞納世帯主等への接触方法は、画一的な方法によるものではなく、当該世帯主等の事情に応じて適切な方法をとること。

ウ 電話、窓口等において滞納している保険料（税）の納付に係る相談に応じる機会を設けること。

保険料滞納世帯主等に対する納付勧奨通知や電話、訪問等を通じて納付相談を促し、電話又は窓口等における納付相談の機会を設けること。納付相談においては、災害その他の特別の事情の有無を丁寧に確認するとともに、保険料（税）の

減免や徴収猶予の制度を周知するほか、分割納付等により計画的に保険料（税）を納めることを促すなど、当該世帯主等が滞納している保険料（税）を納付等できるよう、必要な相談を行うこと。

また、必要に応じて生活保護や多重債務問題等の庁内相談窓口への案内も行い、当該世帯主等が自らの課題等に応じた各種相談が行えるよう、十分に配慮すること。

③ 特別の事情の有無等の確認

保険料（税）の滞納につき、災害その他の特別の事情があるときは、特別療養費の支給の対象外となることから、②に掲げる取組等を行う中で、これらの事情について保険料滞納世帯主等に対して届出を求める必要があること。

届出については、上記①に掲げる事由により保険料（税）を納付することができないと認められるか否かについて十分確認すること。

④ 弁明の機会の付与

世帯主等が、保険料（税）の納期限から1年間を経過するまでの間において保険料（税）を納付しない場合においては、災害その他の特別の事情があり当該保険料（税）を納付することができないと認められる場合を除き、弁明の機会の付与の通知を当該世帯主等宛発送すること（行政手続法（平成5年法律第88号）第13条及び第29条から第31条まで）。

弁明書が提出期限までに提出されない場合又は弁明によっても予定されている当該処分は正当であると認められる場合は、特別療養費の事前通知を行うこと。

⑤ 資格確認書の返還

保険料滞納世帯主等に対して特別療養費を支給することとし、事前通知を行う場合であって、当該世帯主等に資格確認書を交付している場合については、規則第27条の5の2の規定により、市町村等は、当該世帯主等に対して、当該世帯主等と同一の世帯に属する被保険者のうち特別療養費の支給対象となる者に係る資格確認書の返還を求める旨を通知するとともに、返還があった場合には、規則様式第1号の6の5から様式第1号の6の10までによる資格確認書を交付すること。

⑥ 事前通知の記載事項

事前通知には、次の内容を記載しなければならないこと。なお、法第54条の3第1項又は第2項本文の規定に基づき、療養の給付に代えて特別療養費を支給することは、法第91条に規定する保険給付に関する処分であり、国民健康保険審査会での審査対象となるものであり、事前通知において、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づき、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる

(別添)

滞納者との接触を図るための取組の具体例について

◎・・・比較的多数の市町村で類似の取組が実施されているもの

<滞納者との接触を図るための具体的な取組>

全庁的な情報の共有

- ◎他課（税・上下水道・福祉・公営住宅・保育料）と滞納者についての情報の共有を図っている。
- ◎庁内で滞納者の情報共有のため、収納対策のプロジェクトチームを設置している。
- 転出時や社保加入時等、滞納者との接触があった際に収税担当に確認をとっている。
- 生活困窮者を対象に、福祉担当課と連携し情報の共有化を図っている。
- 保険給付以外の町単独の給付関係については申請後納付状況の調査を行い、滞納世帯には支給せず、税担当部署と相談するように調整している。

徴収体制の強化

- ◎徴収嘱託員を増員するとともに、徴収専門の担当を設置している。
- 納税説明会を開催したり、休日窓口を定期的に設置するとともに、年に数回、滞納者を対象に納税相談等の機会を作り、相談しやすい環境を整備している。
- 全職員で構成する滞納整理本部を設置し、滞納者の全戸訪問、分納誓約書の提出を求めている。
- 収納対策の特別強化月間を設け滞納者宅を訪問したり、特別滞納整理として管理職が接触を試みている。

催告・訪問の強化

- ◎電話催告、訪問を行っている。
- 過去の交渉履歴から接触の可能性が高い時間帯に重点的に訪問している。
- 滞納者の中には社保加入を届出していない被保険者や所得未申告者がいるので、資格・賦課の適正化をはかる観点からも、勸奨文書・電話で接触を図っている。

その他

- 広報誌、該当放送等による納付啓発の実施、滞納者へ相談はがきを送付している。
- 高額療養費・出産育児一時金等の保険給付や、他の公金等の支給時に相談を行っている。
- 金融機関に預貯金調査を行い、口座があれば差押予告を送付している。

<こどものいる世帯に対する特別な取組>

実態の把握

- ◎こどものいる世帯については、他の世帯より頻繁に訪問や面接を行い実情把握に努めている。
- 地方単独の医療費助成・児童手当等の担当課と連携し、情報の共有を図っている。

○地方単独の医療費助成受給者には、年3回の通知文を送付し、相談の機会が持てるよう配慮し、なおも相談のない受給者に対しては戸別訪問を実施している。

<特別の事情の有無の判断のための取組>

公正な判断の確保

○課内検討会を開き、判定を行っている。

判断材料の収集

- 税・福祉・水道等の担当課と連携し、情報の共有化を図り、判断の資料としている。
- 家庭訪問し、収支状況を聞き取る等、納税相談に努めている。
- 措置予告通知に特別な事情に関する届出書を同封し、提出を促している。
- 滞納者の事情や、問題をデータとして蓄積し、審査の対象にしている。
- 住民税の申告内容や、レセプトの治療状況の確認を行っている。
- 通院歴、薬の処方箋等の確認や財産調査等を行っている。
- 本人の家族・経済状況の調査及びその裏付けとなる近所の方々や民生委員等への聞き取り調査を実施している。